

市民参画推進審議会の設置について

市民参画条例第 15 条の規定に基づき、「周南市市民参画推進審議会」を設置します。

市民参画推進審議会の設置根拠条文等

1. 周南市市民参画条例（抜粋）

（市民参画推進審議会の設置）

第 15 条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

第 6 条第 5 項の規定による報告に関する事項

市民参画の実施状況の評価に関する事項

この条例の運用状況に関する事項

市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

この条例の見直しに関する事項

前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織します。

市長が行う公募に応じた者

学識経験者

前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

2. 周南市市民参画条例施行規則（抜粋）

（周南市市民参画推進審議会の組織及び運営）

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進審議会の会議）

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（推進審議会の庶務）

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

（推進審議会の運営）

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。